

# 石碑が語る信仰と祈り



細川久美

— 高望親王流平氏研究家 —

石碑が語る信仰と祈り — 目次 —

	序にかえて	P 3
(1)	南無阿弥陀仏碑と浄土真宗の信仰	P 3
(2)	「御内法」(かくし念仏)の組織等	P 4
(3)	庚申信仰と庚申碑	P 5
(4)	念仏供養塔と百万辺供養塔	P 6
(5)	西国三十三所供養碑	P 6
(6)	金比羅湯殿山	P 7
(7)	馬頭観世音・馬頭尊等の碑	P 7
(8)	巖鷲山の碑	P 8
(9)	湯殿山・月山・羽黒山等の碑	P 8
(10)	有無両縁塔・三界万霊塔・万霊塔・餓死供養塔などの碑	P 8
(11)	二十三夜塔	P 9
(12)	古峰原(こぶがはら)(古峰ヶ原)古峯山	P 9
(13)	剣舞供養塔	P 10
(14)	不動明王の碑	P 10
	後記	P 11

### 序にかえて

雫石町の歴史民俗資料館長上野孝二郎先生が、昭和四十九年三月に「雫石の石碑」と題した本を発刊した。（発行は雫石町教育委員会。筆者も一部贈呈されている。）

この本は、先生が下長山小学校で教師をしていた昭和四十一年六月から、町内に建立されている石碑を調査・研究した367基についてまとめたものである。

367基を地区別にみると、雫石地区53基（18）、西山地区180基（36）、御明神地区62基（24）、御所地区72基（32）。（注）（ ）内は明治以前に建立された石碑数の再掲である。

この62ページの小冊子に記載されている石碑から、雫石盆地で生活を営んでいた祖先の素朴な信仰と祈りを探ることにする。

しかし、町内に建立されている石碑には、南部藩が許していない宗教（かくし念仏）などの信仰に係わる石碑も多くあり、その起因がなんであるかを解明することが大切と考える。一般的にいえることは、町内に建立されている石碑は、ご先祖様達が農耕を営みながら、苦しい生活環境のなかで、五穀豊穰、無病息災、極楽往生の願いをこめて建立したものであろう。これらの碑の多くは信仰と祈りを基調として建立したものであり、その意味では信仰の碑あるいは供養の碑ともいえる。

### （1）南無阿弥陀仏碑と浄土真宗の信仰

南無阿弥陀仏とは、「阿弥陀仏」（阿弥陀如来）に帰依（きえ）する意味であり、「六字名号」（ろくじみょうごう）または「名号」といって、浄土真宗の本尊を表すものであるという。これを口で唱えることを「称名」（しょうみょう）または「念仏」といっている。

雫石町内に「南無阿弥陀仏」と刻まれた石碑が三十五基建立されており、最も古いものは元禄十四年（1701）に建立されたもので、御所地区の安庭にある今から312年前に建てられている。

浄土真宗の信仰がいつ頃岩手県に入ったかを調べると、親鸞上人の高弟二十四人の一人である「是信房」が、和賀郡一柏の地に住んで布教し、世に「和賀の是信房」と称されていたという。是信房は、もと吉田大納言信明という貴族で、越前に流罪されていた親鸞上人に帰依し修行をつみ「是信」と号した。和賀郡にきたときは、千原と橋本という二人の弟子を伴っていたと言う。和賀に住んでから、能信、仏道、覚妙の三人の弟子が加わり、未寺を出羽六郷（山形県）に建て善証寺と称したという。いつ頃か年代は不明であるが、是信房は紫波郡彦部村（現紫波町彦部）に移り、石森山本誓寺を建て、出羽・陸中地方の浄土真宗の活動拠点としたという。後年この寺を詣でる人々の多さを知った、南部藩二代藩主南部利直が、盛岡城下の人口増加と町づくりのため、この本誓寺を盛岡城下に移すことを遺命したことにより、寛永十二年（1635）三代藩主南部重直が移転したのが盛岡

市の本誓寺であるという。

以上の史実を考えると、おそくとも寛永二十年（1643）以前に浄土真宗の南無阿弥陀仏の念仏信仰が雫石地方に浸透して口唱されていたと考える。しかし、藩政時代の信仰は、「神社と氏子札」「寺院と宗門帳」により、藩の行政と連携した信仰だけが許されており、浄土真宗はキリスト教と同様に認められた宗教でないから、信者の間では「御内法」と称され、信仰行事も秘密裡に行われ、「かくし念仏」とか「御庫念仏」（おくらねんぶつ）と信者間で呼びあつて布教を広めていったという。

雫石地方に「かくし念仏」が伝えられたのは、天保十四年（1843）頃と考える。盛岡藩の記録によると、紫波の長兵工という善知識から橋場の久兵工に、紫波の仁左エ門から鶯宿の庄左エ門に伝えられ、御明神・橋場・鶯宿・南畑・安庭・と伝播したという。

そのため藩では取締りを強化し、弘化三年（1846）五月に二十三名（鶯宿村四名・南畑村五名・安庭村八名・御明神村六名）が逮捕され、安政三年（1856）二月に御明神村で四名を逮捕したことが記されている。逮捕された者の多くは過料の刑を受けている。（科料とは罰金よりも軽い刑のこと。）

## （２） 「御内法」（かくし念仏）の組織等

### （イ） 儀式の役職者

- ・善知識と大導師の二人が御内法の儀式を施行する者と定められている。
- ・御脇は法施行者の補佐役である。

「御内法」の儀式ではこの二つの役職者は絶対欠くことは出来ない役である。

その他にことなる派や、地域によっては、鍵職・御脇御用人などがあり、藩政時代には警番（見張り役）も設けられていたという。

### （ロ） 「御内法」（かくし念仏）の教典

当然ながら浄土真宗の教典が用いられ、「御和讃」・「御文章」・「未燈抄」が多く用いられていたようであるが、「教行信証」・「一枚起請文」・「領解文」なども派によっては用いられていたようである。

### （ハ） 「御内法」（かくし念仏）の作法

かくし念仏の作法の記録は現存していないが、「おとりあげ」作法が最も大切な作法であったようである。この「おとりあげ」作法は、安政三年（1856）二月に逮捕された御明神村の百姓四名（黒沢の又兵エ・沼の喜左エ門・天瀬の権左エ門・中南の甚内）の口述書などによるものであるが、それによると入信するための儀式を行う部屋の正面に、「南無阿弥陀仏」の名号の掛け軸をかけ、燈明を灯して、その前に善知識と大導師と御脇の三人が座り、入信者に低頭平伏させながら、「南無阿弥陀仏」・「助け給え」と何度も心の底から唱えさせ、その称号念仏を善知識が見とどけて、『助けた』と詞（ことば）を添えることで入信作法（儀式）が終わるといふ。その見とどける呼吸などはいわゆる口伝であり、善知識の相伝

の者以外は知るところではないという。

その後、入信したものに信仰を護るための注意を与え、参会者全員で教典を読み、感謝の法要を行い、入信を祝福して法事の御馳走を振舞ったという。当然ながら善知識などの役職者に金品を支払う必要はなかったという。

(二) 「御内法」(かくし念仏)の信者の戒行と会合

- ・信者は絶対に入信を口外しないこと。
- ・入信から七日間は精進して感謝の誠を尽すこと。
- ・毎月二十五日(蓮如忌)、二十八日(親鸞忌)、三月十五日(法然忌)及び自分の決定日、十一月二十二日から二十八日までの「お七夜」には精進を厳修して法恩に感謝すること。
- ・正月と盆の十六日にはお寺詣でをするとともに、入信のため座を設けてくれた家に出向き、仏前にお詣りすること。以上のことが戒行とされている。
  
- ・信者の会合とは、信者の「お七夜」を中心に農閑期を利用して、お互いに宿を提供し合って「講」を開き、教典を読み合い、善知識から講和を聞き、法歌をうたい感謝をあらわしたことをいう。

(3) 庚申信仰と庚申碑

庚申信仰は干支(えと)の庚申(かのえさる)にあたる日の行事で、庚申待(待とは祭りのことを中心とした信仰である。)その対象は、仏教と習合して帝釈天や青面金剛菩薩となったり、神道と習合して猿田彦大神(猿田彦命のことで、神話では天鈿女命(あめ



のうずめのみこと)の道先案内をつとめていることから巷神(ちまた)として村落の入口の三叉路(みつまた)に祭られていた。)と伝えられている。また、「かのえさる」であることから、「見ざる」・「聞かざる」・「言わざる」の三猿信仰となっている。

庚申待は通例一年に六回あった。この信仰は中国の古代道教の説が移入されたものであるが、仏教とも神道とも混和し道祖神とも結びつき、路傍などに青面金剛菩薩を祭った庚申塚として各地に造られている。

(参考)古代道教の説では、人間の体内には三匹の虫がおり、庚申の夜眠っている間にぬけだして、天帝(天の神)のもとに行き、その人の罪やあやまちを告

げて、生命をとりあげるから、庚申の夜は身をつつしみなさいと言っている。この思想は日本でも平安時代から、二か月に一回宮中でも、つつしみの夜を行ったことから全国的に広まった風習であるといわれている。

雫石町に建立されている庚申碑の最も古いのは、西山地区の高前田に延宝八年（1680）九月に建立された。『奉供養庚申』と刻まれた石碑で今年（平成二十五年）までに三百三十三年が経っている。

最も新しい石碑は明治三十五年（1902）御明神地区の中島に建立された石碑である。その間二百二十二年間に三十五基の庚申碑が建立されており、町内においても庚申信仰の根深さが知られる。

#### （４）念仏供養塔と百万辺供養塔

かくし念仏の伝播にともない、念仏講中（信者仲間が集まって念仏を唱える会）が集落ごとに開かれるようになり、かくし念仏の役職者（善知識・大導師・御脇）達が中心となり協議し、文久年間（1761－1863）に講をまとめて発展させるため、百万辺講として統一したものと考えられる。

浄土真宗では、阿弥陀教の教えとして、七日間に百万辺の念仏を唱えることにより、罪をのがれて往生できるという行法が百万辺といわれている。

雫石でも昭和三十年頃までは、正月と盆の十六日と春秋の彼岸の中日にきめられた信者の家に集まって、最初に回向（先祖の冥福を祈ること）を行ない、数珠を回して念仏を唱えそれが終わって精進料理で宴会をしていたという。念仏を唱える順は、南無阿弥陀仏・お釈迦念仏・道元念仏・十王十体・無縁法会・一心成仏・舎利法文を唱えたといわれるが、地域によっては順が異なっていたようである。町内に念仏供養塔が七基ある。最も古いのは御明神地区中島に享和元年（1801）七月に建立されたものである。また百万辺供養塔は町内に八基建立されており、最も古いのは元治元年（1864）七月十六日と刻まれた下川原の石碑である。

#### （５）西国三十三所供養碑

西国巡礼とは、近畿地方と四国地方に点在してある三十三カ所ある観音霊場を巡礼することである。三十三の数は、観音経の中に「観音様は三十三に身を代えて人々を救う」というところからきていると言う。

雫石の人達も苦勞しながら、現世と来世の至福を念願して、三十三カ所の霊場を巡礼したのであろう。現代では、自動車ですべる霊場もあるというが、昔は全行程が徒歩であり、巡礼に二ヶ月前後を要したという。

雫石の人達も、苦しい日常生活の中から費用を捻出して、現世と来世の至福を祈念して、西国三十三カ所観音霊場を巡礼したのであろう。町内で最も古い碑は「西

国三十三カ所供養」「南無大悲観世音」と刻まれ、文政六年十二月十一日（1823）に御明神地区の春木場に建立された碑で、今から190年前に建立されている。それから十一年後の天保五年（1834）に、「西国三十三所供養」と刻まれた碑が元御所に建立されている。西国巡礼は経費もかかり、巡礼日数も長期間であることから、巡礼者も少なく町内に九基の碑があるだけである。

#### （6）金比羅湯殿山

金比羅とは、香川県仲多度郡琴平町に鎮座している金比羅宮に祭られている神のことである。明治以前は神仏が習合されているため、金比羅大権現と称されている。金比羅は梵語（ぼんご）のクンピーラの音訳で、一つの供比羅（ぐうひら）とも宮比羅（ぐうひら）ともいわれて、鰐魚（わに）を意味していたところから、「海神竜王」とされており、日本に伝えられてからは、大物主神（大国主命）と言われて、海上安全・大漁の神として信仰されている。町内に金比羅大権現に係わる石碑は九基建立されているが、これらは、藩政末期に南部氏の盛岡藩が、幕府から蝦夷地（北海道）の警備を命ぜられたため、藩内の郡・郷から毎年十数人が人足として徴用（強制的に動員すること）され、蝦夷地で労働させられた者や西国巡礼に出かける者など、また、明治になると漁船に乗り出稼ぎする者もあり、海難守護神としての金比羅大権現の信仰が盛んになり石碑建立がなされたと考えられる。

町内では、天保二年（1831）御所地区の桑原に建立された碑が最も古く（今から182年前）、それから九基建立されている。

#### （7）馬頭観世音・馬頭尊等の碑

馬頭観世音は仏教では理想派の報身仏である。観世音菩薩の六観音の一つで、観世音菩薩の化身であるといわれ、煩惱や悪心を退治することを誓った観音で、獅子無畏観世音ともいう畜生道を摂化する観世音であるという。容貌（顔かたち）は、馬頭をいただくのと人身馬頭の姿と二つの形態であるが、激しい忿怒（ふんぬ）の相をとり、三面八臂（び）・四面八臂などと種類が多い。

馬頭観世音などの碑は、馬を飼育している人々が愛馬の供養のために建立したものが大部分であるが、馬の無病息災と安全を祈願して建立したものもあると言われている。これらの碑は町内に六十一基（明治前10・明治25・大正11・昭和11・年代不明4）建立されている。最も古いのは宝暦三年（1753）で今から260年前に建立された碑で、雫石地区上町の上野家前の碑であるという。

#### <参考>

享和二年（1802）今から211年前の雫石の馬飼育数を郡内郷村誌で調べると次の通りである。

滴石村232頭、西根村245頭、長山村454頭、御明神村293頭、上野村300頭、安庭村312頭、南畑村256頭、合計2093頭である。

南部藩の馬産政策は、野馬（藩の直営牧場で飼育されている馬）と里馬（運搬や農耕などに使用されている民間所有の馬）と区分しており、雫石郷内の馬は全て里馬であった。

#### (8) 巖鷲山の碑

巖鷲山とは岩手山の古称である。

明治二年三月までは、本地を阿弥陀如来、観世音菩薩、薬師如来の三尊を総称して巖鷲山大権現とって、盛岡藩主が厚く信仰していたという。明治二年の神仏分離により、祭神は大穴牟稚命・宇加之御魂神・日本武尊の三神となっている。

雫石地方の住民は、御山の権現様とって信仰し、男子は年一度は登山する風習があったと言われている。しかし、何故か石碑は少なく町内に七基あるが、明治以前の石碑は嘉永七年（1854）御明神地区の滝沢に建立されたものと、安政二年（1855）御所地区の元御所に建立された二基のみである。

#### (9) 湯殿山・月山・羽黒山等の碑

死者の霊は三十三年を経ると、御先祖となり仏様から神様となって、高山に鎮まるものとして信じられた高山信仰のなかでも、湯殿山・月山・羽黒山は、東北の霊山として最も厚く信仰されていた。



山形県の中央部にある、この出羽三山（月山1980M・羽黒山419M・湯殿山

1504M）は、修験道の道場として栄えたもので、出羽三所権現とも言われた東北の修験者（山伏）の修行の場となっていた。

雫石では、円蔵院・南学院・和光院・浄明院・西福院に羽黒山系の山伏達が居住しており、雫石地方の信仰を支配下においていた。それらの山伏を先達として岩手山などに登山する習慣が、明治から大正時代と続いていたという。

高山信仰の石碑は雫石町内に四十一基建立されており、最も古いものは葛根田に明和九年（1772）に建立された碑で、今から二百四十一年前である。新しい碑は昭和二十五年に西山地区の篠崎に建立された碑である。

#### (10) 有無両縁塔・三界万霊塔・万霊塔・餓死供養塔などの碑

平安時代前期の公卿で学者であった菅原道真が、太宰権師（だざいごんのそつ）



に左遷されて二年後の延喜三年（903）に非業の死をとげている。その霊が怨霊（おんりょう）となって、この世に残っていると信じられたことによっておこった御霊信仰が信じられていたことでもわかるように、日本人の思想では、善人であっても非業の死をとげた人の霊が、怨霊となってこの世に残り、人々に害を与えると信じられていた。特に戦乱や凶作による餓死した人の霊が悪霊となると信じられていた。

したがって、人々は悪霊が部落や家に入らないようにと願い、念仏することで浄土に行かせようとしたり、部落の三叉路（さんさろ）などに供養塔を建てて悪霊を防ぐことが必要であった。そのため、有無両縁塔・三界万霊塔・万霊塔・餓死供養塔が建立されたと考えられる。雫石町内にこれらの石碑が十八基建立されているのは、相つぐ凶作・飢饉による餓死や病気で死亡した者が多かったことによると思える。最も古いのは橋場に宝暦三年（1753）に建立された石碑で今から二百六十年前の碑である。

#### （11）二十三夜塔

二十三夜は月待行事の一つで、三夜待ちまたは三夜講と言ったという。二十三夜様という神は二十三日の晩に村落を歩き回り、信心深い人々に徳を施し幸せを与えると信じられていた。したがって、二十三夜の晩によく祭りを勤める家は、無病息災で一生を送れると信じられていた。

雫石地方にこの信仰が普及したのは、二十三夜塔の建立年代から考えると、明治以降に普及したものであろう。

年四回持回りで行事を行う家をきめ、夕方から集まり月を背に座り仏様の掛軸を床の間にかけて、御供えをあげ精進料理で酒をくみかわし、月が出ると一同で拝みその後解散したという。昭和初期までは多くの部落でこの行事が行われていたという。また、十一月二十三日は「お太子（おたいし）様と言って、小豆だんごを作り、桃の木で作った箸をそえ神棚に供える行事も部落によってはあったという。信仰の対象は、神道では月天子・月読命（つきよみのみこと）であり、仏教では勢至菩薩となっていたという。町内に七基の石碑が建立されており、最も古いのは上西根に明治十四年に建立されたものである。なお、明治二十七年に雫石地区の谷地に建立された石碑以外は全て西山地区に建立されている。

#### （12）古峰原（こぶがはら）（古峰ヶ原）古峯山

栃木県鹿沼市北西部の地域で足尾山地のなかの集落。この地にある古峰神社は古来から修験道の霊場であった。現在でも東北地方に信者が多く、農業・火防（ひぶせり）の神として信仰されている。祭神は日本武尊の命。



古峯山の石碑は町内に七基建立されており、最も古い石碑は明治四十四年に雫石地区上町に建立されている。現在でも古峰原講は毎年三月中旬頃に古峰神社を参詣して、お札を持ち帰るのが風習となっており、多くの家の神棚にお札が納められている。

### (13) 剣舞供養塔

一般的に剣舞は詩歌を吟ずるのに合わせて、剣や扇を持って舞う芸能であるが、元来は武士が陣中で士気を鼓舞するためにおこなわれたものである。そのため、「剣武」と称していたものを「剣舞」と改めたものであるという。しかし、雫石地方の剣舞供養信仰はそれとは異なるものであろう。雫石地方の剣舞は滝沢村から伝えられたとの説があるが確証がなく不詳である。



かつて、西山地区と御明神地区では九組から十組ほどの剣舞を踊り先祖を供養する組織があり、二～三人の部落の旧家の人が世話人（太夫）となり、盆を中心に大田村・滝沢村・盛岡市・飯岡村方面に巡業したという。

これは、お盆というご先祖様を供養するための剣舞であり、芸能としての剣舞とは根本的に異なっていたとみるべきである。

町内に建立されている剣舞の石碑は三十一基と多く、ご先祖様の霊をまつる剣舞供養塔は根深い信仰を物語っている。最も古い石碑は「剣舞供養」と刻まれた碑で、西山地区の野中に文化九年（1812）今から二百一年前に建立されたものである。なお、明治以前に建立された石碑は九基のみであり、二十二基は明治七年以降昭和昭和二十三年までに建立されている。また、地区別にみると西山地区二十九基、御明神地区二基である。

（注）剣舞は後三年の役の戦死者の霊をまつる行事としてはじまったとの説もあるが、後三年の役は永保三年（1083）に起こった戦いであるから、文化九年（1812）に建立された剣舞供養と刻まれた碑までは七百年以上の経年があり、その間の歴史を勘案すると、整合性がないことが明らかであり、この説は肯定できない。

### (14) 不動明王の碑

不動明王は釋迦の使命をうけて、怒りの姿を示して悪魔をくじく明王の代表である。五大明王・八大明王などの第一に置かれる。

不動とは、釈迦の悟りの寂（しず）かな境地（菩提心大寂靜）（ぼだいしんだいじ

やくじょう)を示しているという。その姿が怒りを現わすのは、釈迦が菩提樹の下において悟りを得たとき、多くの悪魔を降した「降魔」の姿をかたどったものとされている。

不動明王が盤石(ばんじゃく)を踏むのは、立脚地の堅固安定を意味しており、めかちは、一眼は向上、一眼は向下を意味しているという。背の火焰は火が燃えつくも泰然自若たる意志の強固を示し、髪七髻(もとどり)は忠実、索と剣は健斗努力煩惱伏断の表示であり、悪人調伏、幸福増益、愛嬌延命息災に功德があるという。

不動明王の石碑は雫石町内では少なく三基のみである。最も古い石碑は「不動明王」と刻まれて三社座境内に建立されている天保十四年(1843)の碑である。明治三十四年に雫石地区の野中に建立された碑は、御所ダムによる水没のため、七ツ森生森一里塚近くに移転している。明治三十八年西山地区の野中に建立されている成田不動尊と刻まれた石碑は、西山村の力士宮野松千代治が中心となって、雫石地方の力士達が不動尊に怪力を祈願して建立したものであるという。

(注) 雫石地方は明治から大正時代にかけて角力(相撲)が盛んで、三陸方面まで巡業していたという。雫石の石碑の執筆者上野孝二郎先生は、雫石地方の名力士として次の人達を記している。

- [西山] 滝ノ上右エ門(杉下)、小松山林右エ門(松川)、稲荷山勇(岩井)、酒田川辰吉(小谷地)、小松山申松(小田)、見立山石松(篠村)、宮野松千代治(堂前)、岩手岳実登(福田)、嶽登幸二郎(福田)
- [御所] 荒屋長六(高橋)、入月印蔵(高藤)、岩戸川由蔵(徳田)、御所車忠助(徳田)、登丹全三郎(米沢)、御所森由蔵(徳田)、とがらし忠三郎(川崎)
- [御明神] 駒ヶ原(角津田)、鶴ヶ嶺助三(沼尻)
- [雫石] 花見崎広治(吉田)、岩手石半助(米沢)

以上二十名を名力士として列挙していることから考えても、雫石地方は想像以上に相撲が盛んであったことがわかる。なお、( )内は本姓であり、四股名(力士の呼び名)の下が名前であろうから、名力士達の出生を探り求めることも可能であろう。

## 【 後 記 】

- 町内に建立されている石碑に刻まれた文字から、その信仰と祈りを探ると、その起因と考えられることは、毎年のように襲ってくる不作・凶作・飢饉と、それに伴う疫病などの不幸と恐怖からのがれて、一日でも二日でも幸せになれるように悲願をこめた、信仰であり祈りであったと考える。

不作・凶作・飢饉で最も古いとされている南部藩（注）記録に基づいた、慶長五年（1600）から明治三年（1870）までの「水稻生産年次表（岩手県の歴史 森嘉兵衛著）により、二百七十年間の凶作などを調べると、実に百六十五回（1.6年に一度の割合）も不作・凶作・飢饉に襲われている。

（注）南部藩は文化十四年（1817）から盛岡藩と改めている。

- 「御内法」（かくし念仏）についての記述は、昭和二十八年十二月に全知識である細川与左エ衛門氏に自宅に招かれて、「かくし念仏」の組織・教典・作法・戒行・会合などについて、極秘裡に教えてくださった内容をノートに記しておいたものを整理して記したものである。他に雫石町史を参考とした。

細川与左エ衛門氏は、明治二十九年五月十八日元御所に出生。御所村村長・農協組合長・町村合併後の初代雫石町議会議長などを歴任。昭和三十一年三月二日没。享年六十一歳。

- 拙稿を入力して下さるとともに、多くの石碑写真を撮影してくださった在京雫石町友会副会長高畑昭四郎氏に感謝を申し上げる次第である。

【別紙】

表紙の石碑解説一覧表

○石碑建立場所

雫石町繫四地割二十五の七

細川京一家の一画（雫石町元御所）

○建立石碑に刻まれた文字等

建立年号	西暦年	経年	石碑に刻まれた文字
享保19年	1736	278	南無阿弥陀仏
天保3年	1832	182	庚申塔
天保5年	1834	180	西国三十三所供養
嘉永7年	1854	160	金毘羅湯殿山
安政2年	1855	159	馬頭観世音
同上	同上	同上	南無阿弥陀仏
同上	同上	同上	巖鷲山
同上	同上	同上	湯殿山
明治25年	1892	122	馬頭観世音
明治29年	1896	118	馬頭尊
明治31年	1898	116	南無阿弥陀仏
大正2年	1913	101	最上三山供養